

様式第1号（第3条関係）

シェアオフィス甲州（利用者登録・利用許可）申請書

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

団体名

氏 名（代表者職氏名）

電話番号

次のとおり甲州市シェアオフィス施設を利用したいので、申請します。
 なお、施設の利用にあたっては、利用条件を遵守することを誓約します。

区分	適用	内容	金額
申請区分		利用者登録	円
		利用許可	—
		お試し利用登録・利用許可	—
使用区分		サテライトオフィス	—
		コワーキングスペース	—
利用期間		年 月 日()～ 年 月 日() ((日・月) (日・月))	円
登録料及び利用料の合計			円
備考		領収印	

※1 利用者登録の際には、申請者の本人確認ができる公的な証明書類の写しを添付すること（運転免許証等顔写真付きのものは1種類、保険証等顔写真のないものは2種類）。

※2 裏面の「シェアオフィス甲州 利用条件」を遵守すること。

(裏面)

シェアオフィス甲州 利用条件

施設利用者は次の条件を遵守すること。

1 甲州市シェアオフィス施設設置及び管理条例第4条各号に抵触した場合は利用の登録を取り消し又は利用を制限されることを理解のうえ使用すること。

甲州市シェアオフィス施設設置及び管理条例第4条(抄)

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 市が公務その他の事業として施設を利用するとき。
- (4) 暴力団等であることが判明したとき。
- (5) その他施設の管理及び運営に支障があると認められるとき。

2 次の事項は禁止とする。

- (1) 施設内に汚物や火気・危険物を持ち込む行為
- (2) 座席及び共用部において大声で通話等する等周辺に迷惑を及ぼす行為
- (3) 第三者の運営するコンピューター等に支障を与える行為、又はその恐れのある行為
- (4) 暴力団等の反社会的勢力による不当な行為、犯罪によって得た利益の出所等隠蔽する目的で行うマネーロンダリングその他違法行為を補助、教唆、助長する行為
- (5) その他管理者により不相当と判断される利用者の行為

3 利用上の注意

- (1) 施設内は禁煙です。
- (2) 使用後は、周辺の清掃等を行うこととし、ゴミは持ち帰ってください。
- (3) 施設内での飲食は自由ですが、アルコール類は原則禁止とします。
- (4) サテライトオフィス以外に、個人的な物品を置かないでください。
- (5) コワーキングスペース利用者が事前に許可を受けた場合は、2名～10名程度で開催する会議等のためにサテライトオフィスを利用することができます。
- (6) 防犯カメラによって監視及び記録されていることをご了承ください。